事　務　連　絡
平成26年4月23日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添１から別添10までのとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

また、平成26年3月5日付官報（号外第45号）等に掲載された平成26年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添11のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成26年3月5日保医発0305第１号）（別添１）
・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成26年3月5日保医発0305第２号）（別添２）
・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成26年3月5日保医発0305第３号）（別添３）
・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成26年3月5日保発0305第３号）（別添４）
・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（平成26年3月5日保医発0305第５号）（別添５）
・「特定保険医療材料の定義について」
（平成26年3月5日保医発0305第８号）（別添６）
・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正法等に伴う実施上の留意事項について」
（平成26年3月19日保医発0319第４号）（別添７）
・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（平成26年3月26日保医発0326第３号）（別添８）
・「「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について」
（平成26年3月28日保医発0328第１号）（別添９）
・「「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について」
（平成26年3月28日保医発0328第２号）（別添10）

（別添４）

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について
（平成26年３月５日保発0305第３号）

第４　訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項について

１（１）　訪問看護ステーションと特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した医師が所属する保険医療機関等において、往診料、在宅患者訪問診療料、在宅がん医療総合診療料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料又は精神科訪問看護・指導料のいずれかを算定した日については、当該訪問看護ステーションは訪問看護基本療養費を算定できないこと。

ただし、次に掲げる場合はこの限りではないこと。

カ　精神科重症患者~~者~~早期集中支援管理料を算定する患者（ただし、精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）（作業療法士又は精神保健福祉士による場合）を算定する場合に限る。）

第５　訪問看護管理療養費について

８（７）　精神科重症患者~~者~~早期集中支援管理料１を算定する保険医療機関と連携する訪問看護ステーションのそれぞれが、同一時間帯に訪問看護を実施した場合は、当該訪問看護ステーションは訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅱ）、精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定せず、当該保険医療機関が精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定する。

（８）　精神科重症患者~~者~~早期集中支援管理料２を算定する保険医療機関と連携する訪問看護ステーションのそれぞれが、同一時間帯に訪問看護を実施した場合は、当該訪問看護ステーションが精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定し、当該保険医療機関は在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅患者精神科訪問看護・指導料（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定できない。

別添

訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（平成　　年　7月　1日　現在）

受付番号	

ステーションコード		市町村

指定訪問看護ステーションの所在地及び名称

フリガナ	
名称	

管理者

管理者の職種	

従たる事業所の所在地（複数ある場合は全てを記載）　（　　カ所　）

同一敷地内の他の事業所又は施設等の有無　（　　有　　・　　無　　）
有る場合は該当する全てについて〇で囲むこと

1．病院　2．診療所　3．介護老人保健施設　4．介護老人福祉施設
5．居宅介護支援事業所　6．地域包括支援センター　7．訪問介護事業所
8．通所介護事業所　9．小規模多機能居宅介護事業所　10．複合型サービス事業所
11．その他（　　）

従業員の職種・員数

	保健師		助産師		看護師		准看護師		理学・作業療法士・言語聴覚士	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）										
非常勤（人）										
※常勤換算後の人数（人）										

主たる事業所（　　）人　　従たる事業所（　　）人

主な掲示事項

営業日（　　）
営業日以外の計画的な訪問看護への対応の有無（　　有　　・　　無　　）

訪問看護ステーションの利用者数（報告月の前月１ヶ月間における利用者数）

利用者数（　　人）
うち、医療保険の利用者数（　　人）・介護保険の利用者数（　　人）

１．精神科訪問看護基本療養費に係る届出（注.当該療養費は届出がないと算定出来ません）

〇届出状況　　有　　・　　無
受理番号（　　）

当該届出に係る指定訪問看護を行う看護師等

氏名	職種	当該指定訪問看護を行うために必要な経験内容

2．24 時間対応体制加算・24 時間連絡体制加算に係る届出（注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況　　有　・　無

受理番号（　　）

○連絡相談および緊急時訪問看護を担当する職員（　　）人

3．特別管理加算に係る届出（注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況　　有　・　無

受理番号（　　）

4．精神科複数回訪問加算・精神科重症患者早期集中支援管理連携加算に係る届出
（注.当該加算は届出がないと算定出来ません）

○届出状況　　有　・　無

受理番号（精神科複数回訪問加算：　　）

（精神科重症患者早期集中支援管理連携加算：　　）

5．機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出（注.当該管理療養費は届出がないと算定出来ません）

○届出状況　　有　・　無

受理番号（機能強化型訪問看護管理療養費 1：　　）

（機能強化型訪問看護管理療養費 2：　　）

○直近 1 年間のターミナルケアに係る算定状況

ターミナルケア療養費の算定数	
ターミナルケア加算の算定数	
合計（年）	

○１月間の別表 7 の利用者数（　　人／月）※②の再掲

①	直近 1 年間における、各月の別表 7 の該当利用者数の合計	人
②	①　／12	人

○居宅介護支援事業所における介護サービス計画、介護予防サービス計画の作成状況

①	直近 1 年間における当該訪問看護ステーションを利用した患者のうちの、要介護・要支援者数	人
②	上記①のうち、同一敷地内に設置された居宅介護支援事業所により介護サービス計画または介護予防サービス計画が作成された利用者数	人
③	当該居宅介護支援事業者による介護サービス計画・介護予防サービス計画の作成割合　②／①	%

○人材育成のための研修や実習の受入状況（直近 1 年）

研修・実習等の受入：（　　有　・　無　　）

開催回数（研修、実習等の合計）：（　　回／年）

６．褥瘡対策の実施状況

（１）褥瘡対策の実施状況（報告月の前月の初日における実績・状況）		
①　訪問看護ステーション全利用者数（報告月の前月の初日の時点での利用者数）		人
②　①のうち、d1 以上の褥瘡を保有している利用者数		人
③　②のうち、訪問看護開始時に既に褥瘡を有していた利用者数		人
④　②のうち、訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した利用者数		人
⑤　褥瘡の重症度	訪問看護利用開始時の褥瘡（③の利用者の在宅療養開始時の状況）	訪問看護利用中に発生した褥瘡（④の利用者の発見時の状況）
ｄ１	人	人
ｄ２	人	人
Ｄ３	人	人
Ｄ４	人	人
Ｄ５	人	人
ＤＵ	人	人

備考

１．受付番号欄には記載しないこと。

２．従業者については、出張所に勤務する職員も含めて記載すること。

３．営業日以外の計画的な訪問看護とは、緊急時及び営業日以外に計画的な訪問を行っていることをいう。

４．訪問看護ステーションの利用者数については、医療保険と介護保険の合計数を記載し、そのうちの医療保険、介護保険それぞれの利用者数を記載すること。

５．精神科訪問看護療養費に係る届出における職種は、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること。また、経験内容は具体的かつ簡潔に記載すること。

６．褥瘡対策の実施状況については、下記を参照の上、記載すること。
医療保険の他、介護保険の利用者についても含めることとする。

①　①の訪問看護ステーション全利用者数：
報告月の前月の初日の訪問看護ステーションの全利用者数を記載（当該日の利用開始者は含めないが、当該日の利用終了者は含める。）。

①　②の褥瘡を保有している利用者数（褥瘡保有者数）：
① 利用者のうち、訪問看護利用開始時に、DESIGN-R 分類ｄ１以上を有する利用者数を記載（１名の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数１名として数える。）。

③　利用開始時に褥瘡を有していた利用者数（開始時褥瘡保有者）：
②の利用者のうち、訪問看護開始時に、DESIGN-R 分類ｄ１以上を有する利用者数を記載（１名の利用者が複数の褥瘡を有していても、利用者数１名として数える。）。

④　新たに褥瘡が発生した利用者数：
②の褥瘡保有者数から③の開始時褥瘡保有者数を減じた数を記載。

⑤　褥瘡の重症度（DESIGN-R 分類）：
③の開始時褥瘡保有者については、訪問看護利用開始時の褥瘡の重症度を記載。④の訪問看護利用中に新たに褥瘡が発生した患者については、発生時の褥瘡の重症度を記載。